

4月23日（金） 公 布



平成22年4月23日  
内閣府（防災担当）

## 「激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助の特例等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

「激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」では、措置を適用する地域等についての要件等を定めております。

今回は、水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助を適用する地域について、以下のとおり改正を行うこととしました。

### I 改正の内容

補助の対象となる地域については、施行令第20条第2項で定められており、現行基準では被災養殖施設の面積又は数が百分の二十を超える市町村又は市町村の地先水面の区域とされているところ、被災養殖施設に係る被害額の合計が2千万円を超える市町村又は市町村の地先水面の区域を追加するものである。

（参考）補助の対象となる地域（市町村又は市町村の地先水面の区域）要件

激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていた養殖施設	
（現行）	（改正案による追加）
被災養殖施設の面積又は数が 全養殖施設の2割超	被災養殖施設に係る被害額の合計が 2千万円超

※養殖施設の種類ごとに計算。

### II 施行日について

本政令案について公布の日から施行し、平成22年2月28日以後に発生した災害について適用することとする。

政令第二百二十三号

激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第七  
条の規定に基づき、この政令を制定する。

激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部  
を次のように改正する。

第二十条第一項中「激甚<sup>じん</sup>災害」を「激甚<sup>じん</sup>災害」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を次のよ  
うに改める。

2 法第七条第三号に掲げる施設についての同条の政令で定める地域は、別に政令で定める水産動植物の養  
殖施設の種類ごとに、次の各号のいずれかに該当する市町村又は市町村の地先水面の区域とする。

一 被災養殖施設（その市町村又はその市町村の地先水面において激甚<sup>じん</sup>災害の発生の際に養殖の用に供さ  
れていた養殖施設で当該激甚<sup>じん</sup>災害を受けたものをいう。次号において同じ。）の面積又は数が、当該激  
甚<sup>じん</sup>災害の発生の際にその市町村又はその市町村の地先水面において養殖の用に供されていた養殖施設の

面積又は数の百分の二十を超える市町村又は市町村の地先水面

二 被災養殖施設に係る被害額の合計が二千万円を超える市町村又は市町村の地先水面

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二十条第二項の規定は、平成二十二年二月二十八日以後に発生した災害について適用する。